

令和6年度

灘区内の子どもの見守り活動に関する補助金支給について

灘区では、区内の子どもの見守り活動を支援するため、地域住民団体が行う子どもの見守り活動に対して、活動に必要な防犯活動資材の購入を補助する事業を実施します。

1. 補助の内容

(1) 補助対象団体

PTA、青少年育成協議会、防犯協会、交通安全協会など、継続して子どもの見守り活動を実施する地域住民団体

(2) 補助対象経費

区内で子どもの見守り活動を実施するにあたって必要な防犯活動資材。

令和6年4月1日以降に購入したもの、もしくは今後購入を検討しているもの。

※ただし、購入済のものについて審査の結果、補助金の交付ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 補助額

① 防犯活動資材の購入に要する経費の3分の2以内

(1円未満切り捨て)

② 申請1件あたり、上限3万円

(4) 募集期間

令和6年6月3日(月)から令和7年2月28日(金)

※ただし、令和7年3月31日(金)までに、購入完了報告書が提出できること

※提出いただいた申請書は、随時審査します(受理後、おおよそ1~2か月内に結果をお知らせします)。



2. 応募方法

(1) 提出物

① 区内の子どもの見守り活動に関する補助金交付申請書及び事業計画書(インターネットでのダウンロード、もしくは郵送にて配布)

② 団体名簿

③ 団体規約

④ 令和6年4月1日から申請日までに資材を購入された場合は、申請書と同時に領収書の写しも提出してください。

⑤ 今後購入予定の場合は、申請書と同時に見積書を提出してください。

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。裏面の宛先へお問合せください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/c63604/kuyakusho/nadaku/bosai/bouhann01/kodomomimamori01.html>

灘区 見守り活動 補助金

検索



(2) 書類の提出先

灘区総務部地域協働課に持参または郵送で提出してください。

(3) 書類の取扱い

提出いただいた書類一式（氏名、住所等の個人情報を含む）については、当該補助金事業を実施する目的でのみ使用します。

3. 申請後の手続きなど

(1) 申請書類の審査・採択

提出いただいた書類は、申請書受理後60日以内に、文書で申請者に補助金交付決定について結果を通知します。

※予算に限りがありますので、審査の結果、ご希望の申請額どおりに交付できない場合があることをご了承ください。

(2) 物品購入

補助金交付決定後に資材を購入する場合は、速やかにご購入ください。

(3) 補助事業等購入完了報告書の提出

補助金交付決定後、**30日以内に補助事業等購入完了報告書を提出してください。**（領収書を申請時に提出していない場合は、領収書の写しを添えてください。）併せて、**事業の実施状況がわかる写真などを原則30日以内に提出してください。**

なお、受領した報告書を確認のうえ、(1)で交付決定した額と購入完了報告の額が異なる場合には、別途「補助金額確定通知書」を送付します。この場合、補助金額は確定通知書の額となります。

(4) 補助金請求書の提出

補助金額が確定した団体は、灘区総務部地域協働課に補助金請求書を提出してください。

補助金請求書受理後、補助金を指定の口座に振り込みます。



お申し込み・お問合せ先

灘区総務部地域協働課地域活動担当

〒657-8570 灘区総務部地域協働課（住所不要）